

令和4年第9回守山市農業委員会総会議事録

第9回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年9月9日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第36号～議第39号

議第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第37号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第38号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第39号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し

し、許可をすることについて

報告第 43 号～報告第 49 号

報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 47 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の報告について

報告第 48 号 農地変更届出について

報告第 49 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 9 戸田 守晃 | 10 山本 麻紀代 |

11 園田 耕三

12 寺田 英子

13 秋山 新治

3 欠席委員は、1名です。

8番 下村 耕 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠 敏宏
-----	----	-------

書記	参事	西村 拓也
----	----	-------

書記	指導員	井上 俊明
----	-----	-------

農政課	課長	西村 和修
-----	----	-------

農政課	主任	佐藤 由布紀
-----	----	--------

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 9 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 05 分)

○議 長

それでは、令和４年第９回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件３件、その他案件１件、報告案件７件の合計１１件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、

４番 石田 達男 委員

６番 寺田 久重 委員を指名いたします。

○議長 （第7条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第36号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第36号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第9条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第36号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 36 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

利用権の賃貸料での「物納」の制度はあるのですね。

○農政課 佐薙主任

はい、相対での「物納」は可能です。農地中間管理機構での新規の受付分からは、「物納」は取りやめになっています。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 37 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第37号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 37 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2-3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,262 平方メートルの田、
および〇〇〇町 〇〇 〇〇〇番 969 平方メートルの田
の2筆 合計 2,231 平方メートルです。譲り渡し人は、守
山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲り受け人は 守山市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄
に記載のとおりです。

譲り受け人の経営面積については、83.2 アール、通作距離は 3.0 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇 〇丁目 〇〇〇 〇〇〇番〇 210 平方メートル
の田です。譲り渡し人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇
号 〇〇〇 〇さん 〇〇歳。

譲り受け人は 守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇
〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は交換。事由は事由欄に

記載のとおりです。

補足しますと、譲り渡し人の ○○○ ○さんが共同住宅の建設を計画されており、その敷地は、ご自分の農地(○○ ○丁目○○○番○および○○○番○)を農地法第4条の届出にて転用し、それに加え 譲り受け人の○○ ○○さんの農地(○○ ○丁目○○○番)を第5条の届出にて転用される計画となっています。

そこで、○○ ○○さんより譲り受けた農地(○○ ○丁目○○○番)の代わりに、○○○ ○さんの農地(○○ ○丁目 ○○○ ○○○番○ 210 平方メートル 田)を3条の許可を得て ○○ ○○ に渡す(交換)こととされるものです。

譲り受け人の経営面積については、46.2 アール、通作距離は 0.1 キロメートルです。

なお、譲り受け人の経営面積については、先程の議第 36 号 農用地利用集積計画の整理番号 1 番で、守山市○○○町 ○○ ○○番○ 909 平方メートルの田を令和 4 年 10 月 1 日付けで賃借権を設定されることをもって、経営面積 5,354 平方メートルとなるものです。

3 番の案件です。(位置図は P 5-6)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 2,515 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,671 平方メートルの田の 2 筆 合計 4,186 平方メートルです。譲り渡し人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲り受け人は大津市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇 〇 〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲り受け人の経営面積については、126.8 アール、通作距離は 19.6 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 7-9)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 3,409 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,029 平方メートルの田、ならびに〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 971 平方メートルの田の 3 筆 合計 6,409 平方メートルです。譲り渡し人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲り受け人等については 3 番の案件と同じでございます。

以上 1 番から 4 番までの件につきまして、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、

第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第 5 号の下限面積（50 アール）については、1 番、3 番、4 番については、現段階で面積要件を満たしているため該当しません。2 番については、議第 36 号 農用地利用集積計画の整理番号 1 番が、計画通りに令和 4 年 10 月 1 日付けで賃借権を設定されることをもって、面積要件を満たすものとなります。

第 6 号の所有権以外の権原に基づき貸し付ける場合（転貸する場合）の要件についても該当せず、

第 7 号の地域調和要件については、今後も水田として利用されることやから、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えられ、また農薬等の使用などについて、地域の防除基準等に従い利用されるため該当しません。

このことから、1 番、3 番、4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

また、2番については、議第36号 農用地利用集積計画の整理番号1番が、計画通りに令和4年10月1日付けで賃借権を設定されることを条件とすることで「下限面積」要件を満たすことになり許可相当と考えます。

また、「交換」の対象である「5条の届出」の受理日と同日付けとします。

以上で、議第37号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件の担当は●● ●●委員と●● ●●委員ですので、●● ●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この農地は地元の担い手が耕作されており、本来であれば地元の方に所有していただきたいのですが、申請人同士で合意があり、また譲り受け人の方はしっかり耕作をされているとお聞きしましたので、許可相当と考えます。

○議長

続いて、●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人は、この農地の周辺を耕作されており、頑張

っている様子が伺えますので、問題ないかと思えます。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

近隣で開発される区域内に譲り受け人の農地があり、この農地の代替え地としての農地の取得になります。自宅より50メートルの近くになります。また、下限面積などの要件をクリアされることもあって、問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長 長

続いて、3番4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありましたように、譲り受け人は他市に住まいされていますが、現在もこの地域周辺の農地、約9反を所有され守山市と他市で耕作されています。

今般、他市の農地のすべて3.3反で住宅等の開発が行われることになり、その代替え地として当該地約10.5反を取得されることになり、耕作されるすべての農地が当該地周辺に集積されます。現在も他市から当該地周辺の所有される農地の耕作に向け通われていますが、今回の農地取得

にともない当該地周辺に農業用倉庫を建築される計画を持っておられ、引き続き農業経営をされることになります。

今回の対象地は地域の担い手が耕作されていますが、合意解約され合意に至っています。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件は「交換」となっていますが、交換の対象地は表示されないのですか。

○局 長

交換の対象地は市街化区域内の農地の転用で「第5条の届出」になります。こちらにつきましては、「報告」案件となり「受理」の手続きが済み次第「報告案件」として総会の報告といたします。

○議 長

交換なので、「同時の申請」を要すると聞かれているかと思いますよ。

○事務局

交換の内容として、第3条の申請案件と第5条の届出案件となりますので、「同日付の許可・受理」となります。

○●番 ●● ●●委員

来月の総会に出てくるのですね。

○事務局

受付は同時に受けております。交換の対象である「第5条の届出」は開発許可案件となりますので、開発の許可日が転用の「受理」となります。今回は、これらに加えて利用権設定の案件も許可条件になりますので、10月1日以降の「同日」となります。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

但し、2番の案件につきましては、先ほどの議第36号の農業経営基盤促進法による利用権の設定の開始日が10月1日になりますので、これをもって「下限面積」の要件が整うことになります。さらに「交換」の対象である「5条の届出」の受理が必須になりますので、10月1日以降で且つ「5条の届出」の受理と同日付の許可といたします。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第38号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第38号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第38号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は11ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用の案件）でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は3件でございます。

1 番の案件です。（位置図 P 11-12）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 11 平方メートルの畑です。申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続です。事由は記載のとおりで、道路拡幅用地（拡幅整備後に市に寄付されるもので道路管理者との協議済の案件）です。

なお、議第 39 号農地法第 5 条許可 1 番案件の隣接地となります。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番 3 番の案件です。(位置図 P 13-14. 15-16)

関連しますので、2 番・3 番案件を一括説明します。

2 番案件は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 527 平方メートルの田です。3 番案件は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 374 平方メートルおよび〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 58 平方メートルの田 2 筆 3 番案件の合計 432 平方メートルです。

申請人は、守山市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇 〇〇さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続です。

事由は記載のとおりで、2 番案件は駐車場で、3 番案件は店舗（飲食店）です。

なお、当該地は、〇〇町地区地区計画区域内で、2 番案件は開発事業同意案件、3 番案件は開発事業許可案件に該当します。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共公益施設（〇〇中学校、〇〇〇〇〇医院）があることから許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題

はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第38号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、隣接地の宅地の利用に向けて、進入路がないため一部を道路として提供されるものです。周辺は宅地化されておりますので、何ら問題は無いと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番と3番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

地区計画内の農地で、南側はすでに分譲されており、周囲に農地がないことから、問題は無いと思います。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること

はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

2番の駐車場は3番の店舗の駐車場ですか。また、3番は貸店舗ですか。

○事務局

2番の申請内容は、隣接に居住する住民の自家用車の需要が見込まれることから月極の駐車場になり、3番の店舗は申請人の飲食店の開発になります。

○議 長

沿道サービスとなるのでしょうか、他にどのような沿道サービスがあるのでしょうか。

○局 長

今回は、市街化調整区域の沿道サービスでなく飲食店との申請です。また、市街化調整区域には貸店舗はできません。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 39 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第39号 農地法第条 5 第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 39 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、位置図は 19 ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 4 件でございます。

1 番の案件です。（位置図 P 19-20）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 122 平方メートルおよび
〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 86 平方メートルの畑 2 筆
合計 208 平方メートルです。譲り渡し人は、守山市〇〇町
〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲り受け人は
守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代
表取締役 〇〇 〇〇さんです。譲り渡し人が、土地を取
得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。

事由は、〇〇〇番〇は、造園用樹木仮置場（資材置場）
で、〇〇〇番〇は、道路拡幅用地（拡幅整備後に市に寄付
されるもので道路管理者との協議済の案件）です。

なお、備考欄に記載のとおり、先程の議第 38 号農地法
第 4 条許可の 1 番案件の隣接地です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P 21-22)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 615 平方メートルおよび〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 425 平方メートルの田の2筆 合計 1,040 平方メートルです。譲り渡し人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇さん 〇〇歳。譲り受け人は 守山市〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さん です。譲り渡し人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は貸自動車置場（貸資材置場）で、株式会社〇〇〇〇〇に賃貸しされる（契約書あり）もので、レンタカー事業部門「〇〇レンタカー」の車両置場との申請です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意該当案件と

なります。

立地基準の判断については、第３種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が２種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね５００メートル以内に２以上の公共公益施設（〇〇〇高等学校、〇〇〇〇医院）があることから許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 23-24)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 437 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇〇町〇〇番地 〇〇マンション
〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 775 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 669 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 173 平方メートルの田で、譲

り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 52 平方メートルの田で、譲
り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 114 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 90 平方メートルおよび〇
〇町 〇〇 〇〇〇番〇 58 平方メートルならびに〇〇
町 〇〇 〇〇〇番〇 120 平方メートルの田で、譲り渡
し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 105 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳および 同所 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 100 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 99 平方メートルの田で、譲
り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん

〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 298 平方メートルの田で、譲
り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 94 平方メートルの田で、譲
り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 197 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 194 平方メートルの田で、譲
り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 163 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 160 平方メートルの田で、
譲り渡し人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇 さん
〇〇歳。

合計 18 筆 3,898 平方メートルになります。

譲り受け人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇

○ さん ○○歳です。

譲り渡し人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は貸自動車置場（貸資材置場）で、株式会社○○○に賃貸しされる（契約書あり）もので車両置場の集積が目的の申請です。

備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件であり、滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件になります。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、住宅・公共施設等が連たんしている区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。（位置図 P25-26）

○○町 ○○ ○○○番○ 62平方メートルの田です。
貸人は ○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

借人は、大阪府吹田市○○町○丁目○○番○-○○○号
○○ ○○ さん ○○歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり

で、契約内容は使用貸借（親子関係）。事由は専用住宅です。

なお、備考欄に記載のとおり、当該地は〇〇町地区地区計画区域内に位置し、開発事業許可案件に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第39号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番と2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、先ほどの議第38号の1番の案件と一体になる道路拡幅用地と造園樹木の仮置き場となります。周辺は宅地化しておりますので、問題は無いと考えます。

2 番の案件は、レンタカー置き場への転用になります。
譲り渡し人は、農業への関心もなく手放す思いでありました。また、近くに学校がありますが、安全に配慮されますので、問題は無いかと思います。

○議 長

続いて、3 番と 4 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3 番の案件は、当該地の近隣に譲り受け人が経営する自動車販売店があり、所狭しと車が展示されている状況です。今回、事業拡大にともない販売車両置き場の確保の為の転用になります。擁壁等の設置により周囲の農地には影響がないものと思います。

4 番の案件は、隣接する宅地と合わせて住宅を建設されるものです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

3 番の案件で、南側に農地が残りますが、現地確認の際

には草が繁茂していましたので、この転用の後の管理がなされるのか心配しております。

○議長

今の内容は農振区域内の農用地と白地の境まで開発され農用地が残ることになる形になっていますので、営農上問題があるのご指摘を受けたところで、制度上の問題があるかと思います。

○局長

今回の開発事業により、川沿いに農用地が残ることになります。1筆の中で青地と白地がある農地になっており、これを分筆し他の白地を含めて開発されることは、致し方ないところですが、指摘のありましたように今後の農地の利用が心配です。

このように、青地が飛び地のように設定されている区域があつたりしますので、「青地の在り方」について市の農業振興整備計画の見直しの際に市において検討いただき、青地から外すことも必要かと思っております。

○議長

今回の開発事業のように、白地が開発され狭隘な農地が青地として残ることになり、今後の営農が心配される訳ですが、青地の見直しを諮ってほしいものです。

○●番 ●● ●●委員

今回のように、ひとつの筆に「青地」と「白地」が混じっている農地は私の地域でもあり、青地に組み入れる話もあったのですが、地権者の同意が得られないことから改編はできない状況になっています。難しい問題かと思います。

○議 長

このような状況については、都市計画審議会でも申し上げておったのですが、あらためて行政に青地の在り方について検討いただくように申し上げます。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 43 号から報告第 49 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸

借解約通知について

6 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 47 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の報告について

1 件の報告です。内容については記載のとおりです。

報告第 48 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 49 号 諸証明書の交付状況について

3 件の交付です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され

た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 30 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 9 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

4 番 石田 達男 委員

6 番 寺田 久重 委員